

「長崎市中央部・臨海地域」都市再生委員会 設置要領

（設置）

第1条 「長崎市中央部・臨海地域」の都市・居住環境整備基本計画の改訂、重点エリアの整備計画の策定及び、都市再生緊急整備地域の指定等に関する事項について審議するため、『「長崎市中央部・臨海地域」都市再生委員会』（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 委員会は、「長崎市中央部・臨海地域」都市再生調整会議の求めに応じて、次に掲げる事項について審議を行う。

- （1）重点エリアの整備計画の策定に関する事
- （2）都市再生緊急整備地域の指定に関する事
- （3）都市・居住環境整備基本計画の改訂に関する事
- （4）その他必要な事項に関する事

（組織）

第3条 委員会は、知事・長崎市長が委嘱する別表1に掲げる委員をもって組織する。

2 委員の任期は、平成26年3月31日までとする。

3 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第4条 委員会に委員長を置き、当該委員のうちから、互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長は、委員長に事故があるときの職務代理者を指名することができる。

（委員会）

第5条 委員会は委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ委員会を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 副知事・副市長等は、事務局の立場で委員会に出席し意見を述べることができる。

5 委員会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、次に掲げる所属において処理する。

- ・ 県 企画振興部 まちづくり推進室
- ・ 市 建設局都市計画部 まちづくり推進室

（雑則）

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成25年1月21日から施行し、平成26年3月31日限り、その効力を失う。

